

令和2年度保育料のお知らせ(認定こども園)

大阪市子ども青少年局

3歳児クラス以上(平成26年4月2日から平成29年4月1日生まれ)

保育料については、国の無償化により、令和元年10月から1号認定(教育標準時間認定)の全員及び2号認定(保育認定)のうち3歳児クラス以上の保育料は無料となっています。副食費、主食費等は、ご負担をいただくこととなりますが、副食費は条件により支払い免除の制度があります。(詳細は3ページ)

0～2歳児クラス(平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれ)

(1) 保育料の決定・変更方法について

保育料は、保護者の市町村民税額により決定しています。保育料の階層(市町村民税額に基づく保育料の区分)決定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。

保育料の階層決定と市町村民税額の関係	令和元年9月～令和2年8月	令和元年度市町村民税額
	令和2年9月～令和3年8月	令和2年度市町村民税額

大阪市などの政令指定都市では、平成30年度分市町村民税から税率が6%から8%に変更されましたが、保育料については引き続き旧税率(6%)で決定いたします。

令和2年1月1日時点で政令指定都市に住居登録されている方が課税資料を確認される際は、「税額控除前所得割額」を6/8にした数値を参考に利用者負担額(保育料)の表をご確認ください。

令和2年1月2日以降に大阪市外より転入された方については、大阪市の課税台帳により市町村民税額が確認できません。また、現行のマイナンバー制度では、確認できない項目があるため、保護者それぞれの転入前の市町村で発行される課税証明書の提出が必要となります。

なお市町村民税額の変更に伴い、9月分以降の保育料に変更がある方については、8月下旬頃に保育料の変更決定通知を送付します。

※ホームページに保育料の試算方法を掲載しております。<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000375347.html>

(2) 保育料の仮決定について

市町村民税が未申告である等、市町村民税額の情報が本市において把握できない場合、別途課税に関する資料の提出が必要となります。資料の提出が遅れた場合、保育料金額表における最高階層である第23階層として仮決定としますのでご注意ください。

※ 仮決定後に課税に関する資料の提出があり、なおかつ決定内容に変更がある場合は、さかのぼって保育料の変更決定を行います。

世帯状況に変更があった場合は必ず届け出してください

保育所等への入所や保育必要時間、保育料等については、入所申請や現況届等として提出された書類等を基に、就労状況や世帯状況、市民税情報等を把握し、決定しています。

そのため、以下のような変更があった場合には、保育必要時間や保育料等を変更することが必要になることもありますので、必ず区の保健福祉センターまで届け出を行ってください。

- (1) 市町村民税が未申告であったが税の申告をしたとき
- (2) 婚姻・離婚等により扶養義務者に変更があったとき
- (3) 世帯状況に変更があったとき(扶養する子ども等が増えた、世帯員が転出した等)
- (4) 支給認定証に記載の認定有効期間中に保育所を退所されるとき
- (5) さかのぼって市町村民税額に変更(減免・増額)があったとき
- (6) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などの障がい者手帳を取得、廃止されたとき
- (7) 生活保護の受給を開始、停止、廃止されたとき
- (8) 罹災などの不測の事態により保育料が支払困難になったとき
- (9) その他、支給認定変更を希望するとき

(※届出がない場合や届出が遅れた場合、正しい保育料の請求とならず、さかのぼって請求されることもあります。)

特定教育・保育施設等副食費支払要否決定通知書（記載例）

大阪市



大阪市

大阪市 区保健福祉センター
福祉課（子育て支援）
電話番号
FAX番号

大 令和 年 月 日 号

特定教育・保育施設等副食費支払要否決定通知書

様

大阪市 区保健福祉センター所長



副食費の支払の

児童名			
施設・事業者名			
児童番号			
副食費支払の要否	支払免除	要件	所得要件に該当
期間	令和 年 月	～	令和 年 月

「支払免除」

と明記されている方は、副食費を保育施設等へ支払う必要はありません。

「支払いを要する」

と明記されている方は、免除の対象ではないので、副食費を保育施設等へ支払う必要があります。

支払要否の判定に伴う要件が明記されます。
〈例〉

支払免除の場合「〇〇に該当」
支払いを要する場合「〇〇に非該当」

支払要否の判定適用期間が明記されます。

〈例〉
令和〇年4月 ～ 令和〇年8月

- 注1 この通知書について、お尋ねになりましたら、この通知書に記載された内容に基づいてお答えいたします。
- 注2 給食を実施していない特定教育・保育施設等に入所している児童については、この通知に関わらず、副食費の支払はありません。
- 注3 期間内であっても、課税状況や世帯構成により決定を変更することがあります。
- 注4 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすることが及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。
- なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保育料の無償化に伴う副食費の負担について

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月1日から、3歳児クラス以上の児童の保育料が無料になりましたが、3歳児クラス以上の副食費については、これまでも保育料の一部として保護者の方にご負担いただいております。無償化後についても引き続き保護者の方にご負担いただくこととなります。

お支払いについては、これまで施設に直接お支払いいただいていた主食代（お米代など）と同様に、保育施設等に直接お支払いいただくこととなります。

副食費の支払いの免除について

3歳児クラス以上の副食費については、年収約360万円未満世帯及び第3子以降の子どもに該当する場合、副食費の支払いが免除されます。

また、これまでも副食費をご負担いただいていた1号認定子どもの方についても、同様に支払いが免除されます。

(1) 年収360万円未満相当の世帯の範囲

令和2年4月から8月までは令和元年度、令和2年9月から令和3年3月までは令和2年度の同一世帯の保護者等全員の市町村民税の所得割の額の合計額に基づき判定します。

【2号認定の場合】

	支払免除対象者の範囲
3歳児クラスから5歳児クラス	市町村民税の所得割の合計額が57,700円未満の世帯 (保育料の第8A階層まで)
(うちひとり親世帯等)	市町村民税の所得割の合計額が77,101円未満の世帯 (保育料の第9階層まで)

【1号認定の場合】

	支払免除対象者の範囲
全ての1号認定子ども	市町村民税の所得割の合計額が77,101円未満の世帯

(2) 第3子以降の子どもの算定基準

年収360万円以上相当の世帯に係る多子の算定基準については、これまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとなります。

	算定基準
【2号認定】(3歳児クラスから5歳児クラス)	小学校就学前
全ての1号認定子ども	小学校第3学年修了前

副食費の免除にかかる手続きについて

手続きは不要です。

副食費の支払い要否は、保護者の市町村民税により決定します。また、決定内容に基づき「特定教育・保育施設等副食費支払要否決定通知書」(次頁参照)を発行しています。ただし、市町村民税が未申告である等、市町村民税額の情報が本市において把握できない場合、別途課税に関する資料の提出が必要となります。また、課税に関する資料の提出が遅れた場合、「支払いを要する」として仮決定としますのでご注意ください。

※ 仮決定後に課税に関する資料の提出があり、なおかつ決定内容が「支払免除」へ変更となる場合は、遡って変更決定を行います。

支給認定の区分について

平成27年度から認定こども園による教育・保育を利用するためには、居住する市町村から利用にかかる認定(支給認定)を受ける必要があります。

支給認定にあたっては、子どもの保育の必要性及び年齢に応じ、次の区分のいずれに該当するかを認定します。

1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者のいずれもが労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の子どもであって、保護者のいずれもが労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの

また、2・3号認定(保育認定)の子どもについては、保護者の就労時間等により、次のいずれの保育必要量の区分に該当するかを認定します。

保育標準時間	1日の最大保育時間を11時間とするもの
保育短時間	1日の最大保育時間を8時間とするもの

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和2年4月以降

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和2年度分(令和2年4月から令和2年8月までの間にあっては令和元年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和2年度分(令和2年4月から令和2年8月までの間にあっては令和元年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	0	2,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	0	8,000 (4,000)	0
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	0	3,500 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	0	10,000 (5,000)	0
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	0	5,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	0	11,700 (5,850)	0
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	0	6,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	0	13,800 (6,900)	0
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	0	7,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	0	15,500 (7,750)	0
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
	8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	0	9,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第10	同一世帯の保護者等全員の令和2年度分(令和2年4月から令和2年8月までの間にあっては令和元年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯		21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第11	79,000円以上 97,000円未満		24,900 (12,450)	0	24,700 (12,350)	0
第12	97,000円以上 115,000円未満		28,300 (14,150)	0	27,900 (13,950)	0
第13	115,000円以上 133,000円未満		32,700 (16,350)	0	32,300 (16,150)	0
第14	133,000円以上 169,000円未満		39,400 (19,700)	0	39,000 (19,500)	0
第15	169,000円以上 211,201円未満		45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0
第16	211,201円以上 217,000円未満		45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0
第17	217,000円以上 256,000円未満		50,700 (25,350)	0	50,100 (25,050)	0
第18	256,000円以上 301,000円未満		53,000 (26,500)	0	52,400 (26,200)	0
第19	301,000円以上 358,000円未満		59,200 (29,600)	0	58,600 (29,300)	0
第20	358,000円以上 397,000円未満		61,700 (30,850)	0	61,100 (30,550)	0
第21	397,000円以上 432,901円未満		65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0
第22	432,901円以上 536,000円未満		65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0
第23	536,000円以上		70,600 (35,300)	0	70,000 (35,000)	0

※表下段の（ ）内の額は多子減免2人目の金額です

左表（注）

- 1 保護者等とは、子どもと生計を一にしている（注1）父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最多の収入を得ているものに限り、）をいいます。
ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳以上児の区分は、令和2年4月1日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（）内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。きょうだいの数え方は6ページを参照してください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯をいいます。
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤ 国民年金の障がい基礎年金等の受給者

（注1）生計を一にするとは…

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、児童手当の支給対象となる子ども、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者などは生計を一にするものとみなします。また勤務、就学、療養等によりご一緒に住んでいない場合でも、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費などの送金をしている場合は生計を一にするものとみなすことがあります。

保育料のお支払いについて

認定こども園については、施設が保育料を徴収することとなります。保育料のお支払い方法や納付期限等は各施設により異なりますので、詳細については、入所している施設へ直接ご確認ください。

ひとり親世帯等（ひとり親、在宅障がい児（者）世帯等）の負担軽減

2・3号認定の方は第2階層にあたるひとり親世帯等については、保育料が無料となります。また第3階層～第9階層までのひとり親世帯等については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とし、かつ、2人目以降の子どもの保育料は無料となります。

（例）1人目小学校就学以上、2人目認定こども園在園（第9階層のひとり親世帯等）

→ 保育料は無料となります。

※ 第10階層～第23階層については、ひとり親世帯等の軽減はありません。

未婚のひとり親への保育料の軽減

未婚のひとり親世帯については、保護者の市町村民税所得割額から更なる税額の控除（寡婦（夫）控除のみなし適用）を行い、保育料を決定します。

対象者 婚姻によらないで母（父）となり、その後現在も婚姻をしておらず、子どもを扶養している方
ただし、下記に該当する方は対象外とします。

➤ 事実上、婚姻と同様の関係の状態にある者がいる方

手続き 利用されている保育所のある区の保健福祉センターに、次の①～②の書類をご提出ください。

① 異動届兼支給認定変更申請書

② 次のいずれかの書類

- ・申請者及び当該保育を受ける児童の戸籍全部事項証明書（戸籍抄本）
- ・児童扶養手当証書（写）又は児童扶養手当支給停止通知書（写）